

平成 17 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[ 民事訴訟法 ]

民事訴訟における既判力の主観的範囲について、関連する条文を指摘しかつ具体的な例を挙げながら説明せよ。

【 50 点】

論点 [ 民事訴訟法 ]

民事訴訟における既判力の主観的範囲そのものが論点であり、既判力とは何か、その主観的範囲とは何かを、関連条文、具体的例を挙げながら、説明することができるかを問う。

解答に際しては、既判力が生じるのは原則として当事者に限られること、例外として、民訴法115条1項2号以下に規定されている、訴訟担当の場合の本人、口頭弁論終結後の承継人、当事者らのための請求の目的物の所持者、の各場合のあることが、中核として示されるべきである。